

令和6年度 CS関係課協議会／CSマイスター合宿 行政説明資料



文部科学省 総合教育政策局
地域学習推進課 地域学校協働推進室



文部科学省
MEXT
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

1. はじめに

2. 令和7年度予算・概算要求関係について

3. CSの効果的な運営の継続について

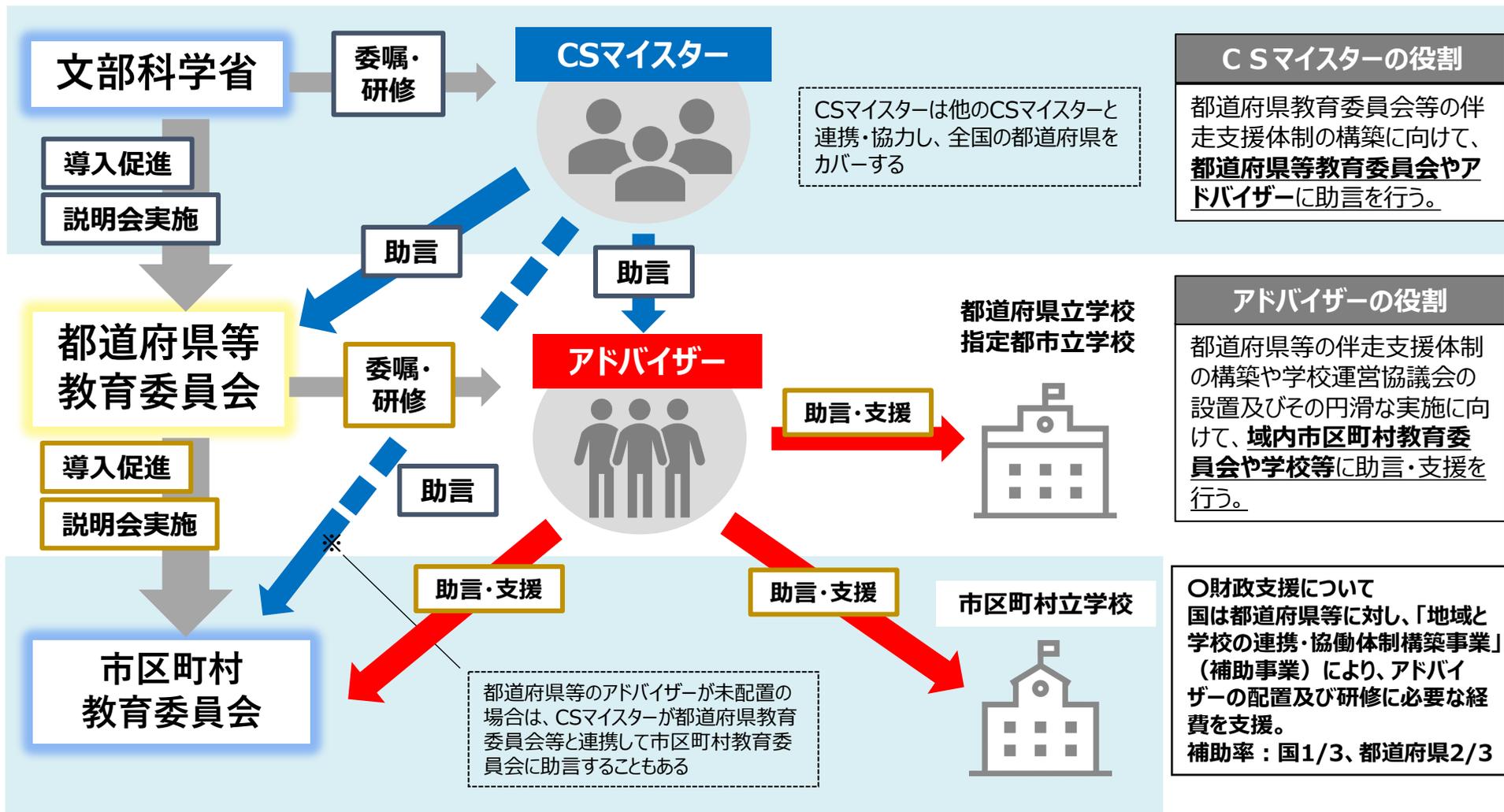
4. その他

都道府県教育委員会の伴走支援体制構築

都道府県教育委員会・指定都市教育委員会に、コミュニティ・スクールについて豊かな知識と実践を有する者をアドバイザーとして配置し、研修の参加やCSマスターとの連携を通じて知見を高めつつ、域内の市区町村教育委員会や各学校に継続的な助言・支援を行う。

文部科学省が委嘱するCSマスターは、都道府県教育委員会等やアドバイザーに助言・支援を行い、都道府県教育委員会等の伴走支援体制の構築を支援する。

CSマスターとアドバイザーの役割



CSマイスターの派遣について

- コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動等について、経験と知識が豊富であり、実践に携わった実績を有する者を「CSマイスター」として委嘱。
- CSマイスターは、学校運営協議会や地域学校協働活動の充実を図ろうとする教育委員会からの依頼に応じて、助言及び支援を行うとともに、コミュニティ・スクールの導入が進んでいない教育委員会への導入促進に向けた積極的な働きかけを行うなど、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を全国的に推進するために必要な支援を行う。
- コミュニティ・スクールの更なる導入加速に向け、特に地方公共団体の首長や教育長等の理解を促進する活動への協力を依頼するため、前牛久市長の根本洋治氏を「CS推進名誉マイスター」に任命。（任期：令和7年3月31日まで）

令和6年度CSマイスター名簿（30名）

※ 各CSマイスターの所属・役職については令和6年4月時点です。

青井 静	香川県社会教育委員の会 副会長 飯山中学校学校運営協議会 委員	高野 睦	秋田県由利本荘市立本荘東中学校 教諭
赤松 梨江子	四国まなび未来ネットワーク研究所 代表	竹原 和泉	特定非営利活動法人まちと学校のみらい 代表理事
朝倉 美由紀	明星大学教育学部 特任教授	玉利 勇二	社会福祉法人スマイリング・パーク 顧問 養護老人ホームアシステッドリビング霧島 施設長
安齋 宏之	ふくしま学校と地域の未来研究所 代表	出口 寿久	北海道科学大学 教授
井上 尚子	一般社団法人エス・プレイス(S・PLACE) 代表理事	西 祐樹	福岡県春日市議会事務局 議事課 主査
今泉 良正	CSサポートみやぎ 代表	西村 久仁夫	一般社団法人コミスクえひめ 代表理事
大谷 裕美子	ゆめ☆まなびネット 代表コーディネーター	布川 元	山形県大石田町教育委員会 元教育長 山形県立山形南高校 元校長
翁長 有希	一般社団法人沖縄キャリア教育支援企業ネットワーク 理事	野澤 令照	利府町文化交流センター「リフノス」センター長
梶原 敏明	大分県玖珠町教育委員会 教育長	福田 範史	鳥取県南部町教育委員会 教育長
風岡 治	愛知教育大学 教授	前川 浩一	長野県大町市立美麻小中学校 地域学校協働コーディネーター
香山 真一	岡山県青少年教育センター閑谷学校 所長	森 万喜子	青森県教育改革有識者会議 副議長
小西 哲也	下関市立大学 特命教授	森 保之	福岡教育大学教職大学院 副学長・研究科長
小見 まいこ	NPO法人みらいずworks 代表理事	安田 隆人	岡山県教育庁生涯学習課 地域学校協働活動アドバイザー
猿渡 智衛	檜葉町教育委員会地域学校協働センター センター長・指導主事 鎌倉市こどもみらい部放課後かまくらっ子 推進参与	横澤 孝泰	神奈川県教育委員会総務室サポートオフィス 所長
鈴木 廣志	栃木市地域政策課 社会教育指導員	四柳 千夏子	三鷹市教育委員会 統括スクール・コミュニティ推進員

CSマイスター派遣実績 ▶ 令和5年度 ① プッシュ型派遣（導入促進に向けて都道府県教育委員会・政令市をサポート） 23都道府県 4政令市
② 依頼派遣（コミュニティ・スクールの充実に向けた自治体からの依頼派遣） のべ114自治体

1. はじめに

2. 令和7年度予算・概算要求関係について

3. CSの効果的な運営の継続について

4. その他

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務とされたことに伴い、学校運営協議会の設置・運営に必要な経費について、平成30年度から地方交付税を措置。

<具体的な措置内容>

令和6年度 文教関係地方財政措置

◇学校運営協議会委員報酬等

学校運営協議会の設置・運営に必要な経費（委員報酬、会議費等）について、普通交付税として措置（※）。

※ 令和5年5月1日時点におけるコミュニティ・スクール導入校数、委員報酬等に基づき積算

令和6年度文教関係地方財政措置（主要事項）等について

（令和6年1月22日付け文部科学省大臣官房会計課地方財政室及び初等中等教育局財務課教育財政室事務連絡）（抜粋）

令和6年度文教関係地方財政措置（主要事項）

誰もが学ぶことができる機会の保障

【単独事業】

◇学校運営協議会委員報酬等【拡充】

学校と地域を取り巻く課題解決のための仕組み（プラットフォーム）としてコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動を一体的に推進することにより、学校・家庭・地域が連携・協働して、地域全体で子供たちの成長を支える社会を実現するため、**設置が教育委員会の努力義務となっている学校運営協議会の運営に必要な経費（委員報酬、会議費等）を措置。** <普通交付税>

➡ 令和7年度も引き続き地方財政措置を要望

地域と学校の連携・協働体制構築事業

～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進～

令和7年度要求・要望額
(前年度予算額)

76億円
71億円)



文部科学省

現状・課題

- 予測困難なこれからの社会においては、**学校・家庭・地域が連携・協働し、社会全体で学校や子供たちの成長を支えることが重要**
- **コミュニティ・スクール**（※）と社会教育活動である**地域学校協働活動を一体的に推進することで、学校・家庭・地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる地域社会の実現を目指す**
 - ※コミュニティ・スクールは、子供を取り巻く課題の解決に向けて、**保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持つ「当事者」として学校運営に参画**する学校運営協議会を置く学校（R5時点:18,135校、52.3%）
- 放課後児童対策の一層の強化に向け、予算・運用等の両面から集中的に取り組むべきものとして策定した「**放課後児童対策パッケージ**」（R5.12）に基づく**取組を推進**（地域学校協働活動の一環としての放課後子供教室と放課後児童クラブの連携促進等）

経済財政運営と改革の基本方針2024

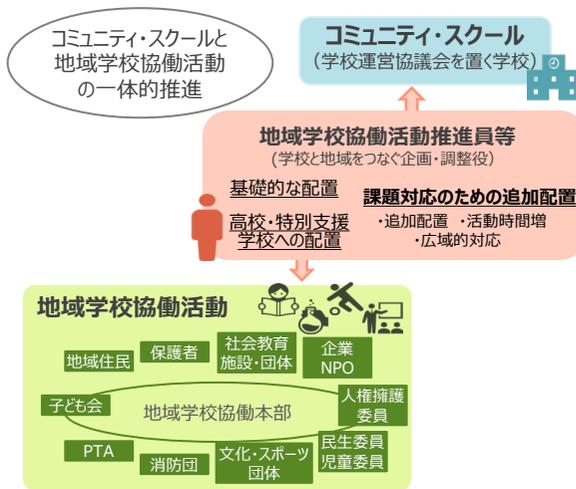
(令和6年6月21日閣議決定)

- 第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現～「経済・財政新生計画」～
3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題
(3) 公教育の再生・研究活動の推進
(質の高い公教育の再生)
- 学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教師を安心して本務に集中させ、こどもたちの豊かな学びを実現するため、チーム学校との考えの下、**コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組**や、部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に向けた**取組を加速**するとともに、(略)豊かな感性や創造性を育むための自然等の体験活動・読書活動、キャリア教育・職業教育等を推進する(略)。

事業内容

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組に対する財政支援

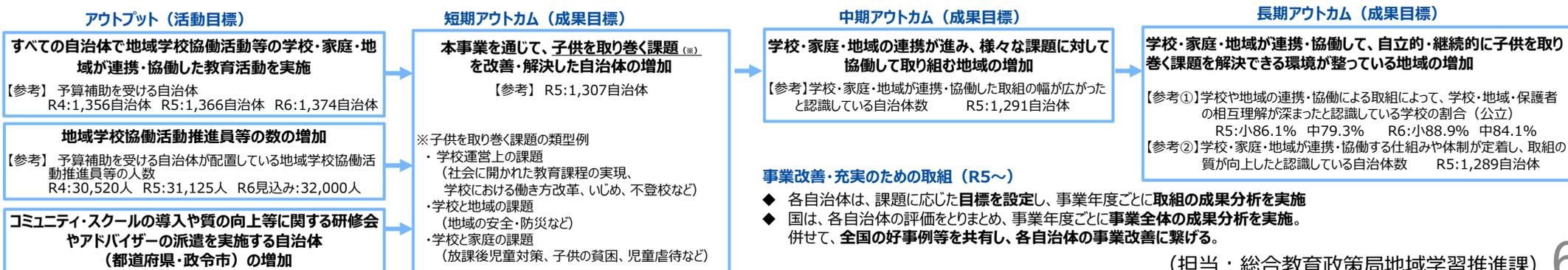
事業実施期間	平成27年度～
交付先	都道府県・政令市・中核市（以下「都道府県等」）
要件	①コミュニティ・スクールの導入または導入計画があること ②地域学校協働活動推進員等を配置していること
補助率	国1/3、都道府県等1/3、市区町村1/3 ※都道府県等が直接実施する場合、都道府県等2/3
支援内容	地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等に係る諸謝金、活動に必要な消耗品等



具体的な取組

- ▶ **コーディネート機能の強化**
 - 引き続き**地域学校協働活動推進員等の配置を促進**
 - 学校における働き方改革や放課後児童対策などの**地域課題に対応した推進員等の追加配置**を推進
 - **推進員等の処遇改善**（謝金単価の引上げ）
- ▶ **地域学校協働活動の実施**
 - **学校における働き方改革に資する取組、放課後等における学習支援や体験・交流活動**等を支援
 - 放課後子供教室新規開設時の備品整備を支援
- ▶ **教育委員会の伴走支援体制の構築・強化**
 - 学校運営協議会委員、推進員等、地域ボランティア等に対する研修の充実

ロジックモデル



令和4年度秋のレビューを踏まえた、事業の見直し・改善

秋のレビューにおける有識者からの指摘事項

- ・政策効果の発現経路が明確になるような事業目的の整理
- ・ロジックモデルの見直し
- ・事業実施自治体自らが効果検証を行う仕組みの構築
- ・PDCAサイクルによる柔軟な事業改善に向けた対応 等

重点フォローアップでの検討

- ・各アウトカムの検討
- ・成果指標の検討
- ・PDCAサイクルの検討

改善の概要

- ・事業目的の明確化
- ・ロジックモデルの見直し
- ・事業実施自治体自身による目標設定及び達成状況の自己評価の仕組みを含む、データを用いたPDCAサイクルの構築

事業目的

学校・家庭・地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる地域社会を目指す

ロジックモデル

アクティビティ（活動内容）

- ①地域学校協働活動等の学校・家庭・地域が連携・協働した教育活動の充実を図る自治体への支援
- ②地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員等の配置や機能強化を行う自治体への支援
- ③コミュニティ・スクールの導入・充実を図る自治体への支援

アウトプット（活動目標）

- ①すべての自治体で地域学校協働活動等の学校・家庭・地域が連携・協働した教育活動を実施
- ②地域学校協働活動推進員等の数の増加
- ③コミュニティ・スクールの導入や質の向上等に関する研修会やアドバイザーの派遣を実施する自治体（都道府県・政令指定都市）の増加

短期アウトカム（成果目標）

本事業を通じて、子供を取り巻く課題を改善・解決した自治体の増加

中期アウトカム（成果目標）

学校・家庭・地域の連携が進み、様々な課題に対して協働して取り組む地域の増加

長期アウトカム（成果目標）

学校・家庭・地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる環境が整っている地域の増加

R4年度秋のレビューを踏まえ、子供を取り巻く課題の類型化や事業実施自治体が自らEBPM的観点から効果検証を行う仕組みを導入（本格実施は令和5年度～）

※参考指標

- ・地域学校協働本部がカバーしている公立学校の増加
- ・コミュニティ・スクールを導入している公立学校の増加
- ・地域学校協働活動等に参画する地域住民等の増加

事業改善のPDCAサイクルのイメージ

DO
(事業の実施)

CHECK
(成果の確認)

PLAN
(事業企画・予算要求)

ACTION
(事業の改善)

- 支援内容の充実・見直し
- 優先配分の見直し

- 本事業を通じて自治体で設定した子供を取り巻く課題についての自治体の達成状況を分析
- これに加えて、
 - ・令和5年度に実施する地域学校協働活動推進員の役割等に関する調査研究事業の成果
 - ・事業実施の中で得られるデータ等を総合的に分析し、事業改善に活用

令和4年度事業において、効果検証を先行して実施した自治体からの報告によれば、「学校運営上の課題」として「教職員の時間外勤務の是正」を目標に掲げた自治体のうち、約75%の自治体で時間外勤務が減少したと評価

(自治体の分析)

- ・推進員の活動時間の拡充等により、週当たりの在校時間が60時間を超える教員の割合が減少
- ・推進員が地域人材との連絡調整等を担うことで、教員の業務負担が軽減
- ・推進員の配置により、少なくとも教員の業務負担を増やさずに、授業の充実が図られている。



本体はこちら →

調査実施概要

調査の趣旨・目的

- 本実証研究は、コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の現状を把握するとともに、各自治体における導入等の促進・機能充実に向けた推進方策を検証することを目的として、文部科学省の委託により実施。
- 令和5年度の実証研究のテーマは「**地域学校協働活動推進員等の配置や活動に係る効果検証**」であった。地域と学校の連携・協働におけるコーディネート機能を担う地域学校協働活動推進員等（地域コーディネーターを含む。以降「推進員等」。）について、その配置促進や機能拡充のために、推進員等の配置や活動に係る効果検証を実施した。

調査の方針・方法

- 推進員等を配置している自治体や学校を抽出調査し、ヒアリングやアンケートによる実態調査を実施した上で、その役割・活動頻度・活動内容等の分類を通じた効果検証や要因分析等を行った。

調査の内容

①「実施状況調査」※との連携

- R5年度実施状況調査では、教育委員会ごとに推進員等の配置状況などを把握。その回答を用いて、学校・推進員等調査の調査対象の抽出を行った。
- 実施状況調査によるとR5年5月現在、推進員等は全国で33,399人配置されており、このうち11,125人が学校運営協議会の委員を兼ねている。

※コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査

②ヒアリング調査

- 推進員等を配置している学校や所管の教育委員会における、推進員等配置の効果実感や期待、効果発現に必要な要素等、アンケート調査設計に示唆を得ることを目的としてヒアリング調査を実施した。

③学校・推進員等調査

調査設計

概要

調査対象

推進員等の配置状況、自治体規模、地域バランス等を考慮して、都道府県(4自治体)、政令指定都市(2自治体)、中核市(4自治体)、その他の市区町村(6自治体)を抽出し、各教育委員会が所管・把握するすべての学校及び推進員等を調査対象とした。

実施方法

教育委員会を通じて学校・推進員等の調査対象者に依頼文書を配布し、WEBアンケートを案内した。教育委員会によっては、推進員等への調査文書の配布を学校を通じて行っている場合もある。また、回答は任意とした。

有効回答

学校調査:682、推進員等調査:391

分析方法

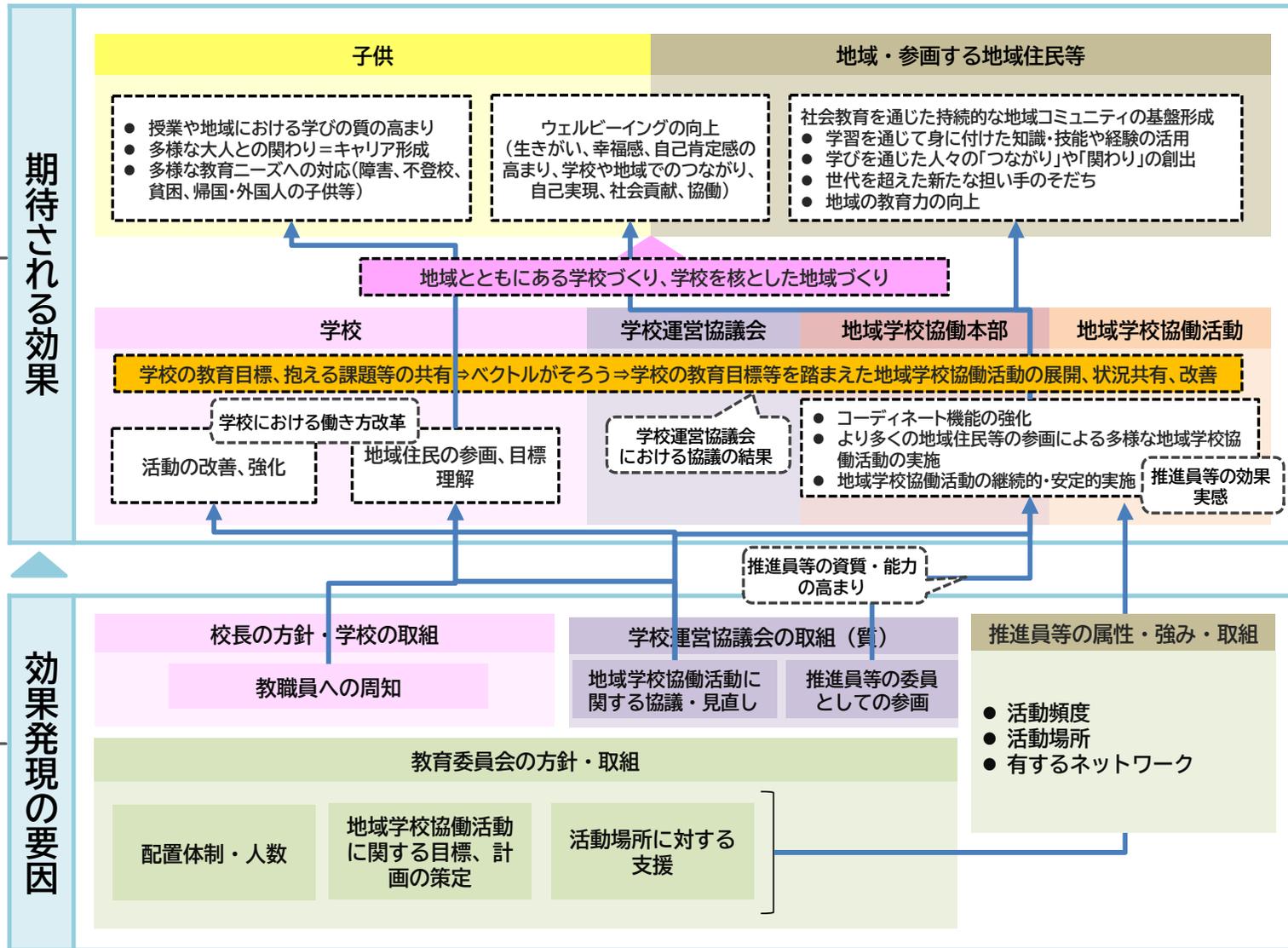
推進員等調査については、回答者が活動対象とする学校の学校調査回答データを紐づけ、学校における取組状況によって推進員等の効果実感がどのように異なるか分析を行った。

調査仮説とその検証(全体図)

※この全体図は、今回の検証において関連性が見られた要素同士を下から上への矢印で繋いだもの。今回の検証において関連性がみられなかった要素については除外しているが、ここで触れられていない要素間の関連性が必ずしもないわけではないこと、またアンケート調査分析によって見出された関係性は相関関係である(因果関係ではない)点に留意。

- 【学校への効果→子供への効果】**「地域住民の参画・目標理解」は、「子供への効果」の実感と強い関係性を持つことが示唆された。
- 【地域学校協働本部・地域学校協働活動の効果→地域住民・地域社会への効果】**「コーディネート機能の強化」や「多様な地域学校協働活動の実施」、「継続的・安定的な活動の実施」は、地域住民への効果や、地域社会への波及効果に対して影響を及ぼしている。
- 【教育委員会の方針・取組】**配置体制・人数、地域学校協働活動に関する目標、計画の策定、そして活動場所に対する支援が、地域学校協働活動・本部に対する、コーディネート機能の強化などの効果実感を高めている。
- 【学校運営協議会の取組(質)】**地域学校協働活動に関する協議や見直しが行われていることが、様々な一次的アウトカム(学校への効果、地域学校協働活動・本部への効果)に影響を与えている。
- 【校長の方針・学校の取組】**特に、推進員等の意義や役割についての「教職員への周知」が、学校への効果としての「地域住民の参画・目標理解」に影響を与えている。

効果発現の要因と期待される効果(分析結果)



調査結果及び得られた示唆

- 学校・推進員等調査の分析結果から、効果発現の要因として想定した要素は、様々な一次的アウトカム(学校への効果、地域学校協働活動・本部への効果)を介し、子供への効果や地域・参画する地域住民等への効果へとつながっていく階層構造が見られた。
- これを踏まえ、推進員等の配置の効果を高めるために「主に教育委員会として取り組めること」「主に学校として取り組めること」を抽出した。

1. 主に教育委員会として取り組めること

① 推進員等の効果的な配置	<ul style="list-style-type: none">• 推進員等の <u>i.活動頻度を高めること</u>、<u>ii.複数人を配置することの有効性</u>が示唆された。• ヒアリング調査から、<u>複数人の連携で活動頻度を担保する</u>といった工夫や、<u>専門性の異なる者を配置する</u>といった工夫でも効果を高めることができると考えられる。
② 推進員等の活動の環境整備・伴走支援	<ul style="list-style-type: none">• <u>i.地域学校協働活動の目標や計画を策定すること</u>、<u>ii.活動場所に関する支援を行うこと</u>、<u>iii.研修機会を提供することの有効性</u>が示唆された。• 特に<u>目標や計画の策定</u>についてはアンケート調査から<u>顕著な傾向</u>が読み取れる。また<u>研修機会の提供</u>については、<u>配置前だけではなく配置後にも継続的に学びの機会があること</u>の重要性や、<u>複数配置を行いOJTを促す方策の有効性</u>も示唆された。

2. 主に学校として取り組めること

① 学校運営協議会との一体的取組	<ul style="list-style-type: none">• <u>i.学校運営協議会において地域学校協働活動について協議を行うことの重要性</u>や、<u>ii.推進員等自身が学校運営協議会の委員として参画することの有効性</u>が示唆された。学校として、<u>一体的取組を視野に入れた学校運営協議会委員の人選を教育委員会へ提案したり</u>、<u>推進員等が委員にならない場合も、学校運営協議会の協議の場に参加する機会を設けたりする工夫</u>が考えられる。• ヒアリング調査から、<u>協議に基づいた活動を行うことで活動自体が改善されるだけでなく、学校運営協議会が教職員と推進員等との交流の場となり、これをきっかけに協働が活発になるような様子</u>もうかがえる。
② 教職員への推進員等の意義や役割の周知	<ul style="list-style-type: none">• <u>教職員へ推進員等の意義や役割を周知することの重要性</u>が示唆された。• ヒアリング調査から、<u>教職員の理解が醸成されることで推進員等との密なコミュニケーションが促され、地域学校協働活動に関する目標が共有しやすくなり、学校側と地域住民側のベクトルが揃うことで効果的な活動に繋がっている</u>と推察される。

多様な経歴を持つ7名のCNが連携し、地域学校協働活動の年間計画に沿って教育課程内外の活動を支援する。また管理職や主幹教諭が、教員とCNとのスムーズな連携体制構築をサポートし、経験豊富なCNは、学校側の要望に応えつつ提案も行う、学校経営の強力なパートナー的位置づけとなっている。



基本情報

配置人数	コーディネーター(CN)7名
配置単位	学校専属
任期	1年(再任可)
学校運営協議会	一部CNは委員を兼務

◎活動概要

- 元PTA役員・委員経験者、少年スポーツ教室世話役などの経歴を持つ7名のCNがそれぞれの仕事の状況や、これまでの経験に合わせ、教育課程内・教育課程外・学校教育外・地域主体の活動という4つのプロジェクトで活動している。年度初めに教員と確認した年間計画・方針を基に、活動を行う。CNが活動の記録を残すことで、教員異動があっても、毎年活動が引き継がれる形となっている。

<具体的な活動内容(一部抜粋)>

- 教育課程内の活動としては、キャリア教育、日本の伝統・文化理解教育、読書活動など、教育課程外活動としては、朝遊びの見守り、学校教育外活動としては土曜日や放課後の各種イベント運営等がある。
- 学校からの要望への対応とCNからの提案を織り交ぜ活動を行う。例えば、学校・学校運営協議会から、子どもたちが主体となり、子どもたちの考えに基づき学習するという方針の提示を受け、方針に沿った授業を進められるようゲスト講師をコーディネートし、授業内容を検討する。

◎活動時に意識していること

- コンセプトは、豊かな体験を通じて「わかった!」「面白い!」を実感できるように子どもたちの活動をサポートすること。
- それぞれの仕事の合間などに、職員室に通い、先生方とコミュニケーションをとり、相談しながら活動を進める。
- 地域と学校のつながりの中で、話しやすい環境づくりを大事にしており、地域からも感謝される関係となるよう心がけている。

◎管理職や主幹教諭が教員とCNのスムーズな連携を促進

- 教員とCNがスムーズに連携できるよう、管理職や主幹教諭が仲立ちとなり、コミュニケーションの場の設定や、日程・活動場所の調整などを行うほか、他地域から来た先生方にもCNへの依頼を促す声かけを行うなどしている。

◎学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進

- 学校運営協議会では、校長から学校の動向や方針を示し、それに基つきCNが具体的な協働活動の提案を行う。
- 学校運営協議会主催で年1回熟議の場を設定しており、教員30名+CS委員+CN+保護者、合わせて50-60名が参加し、テーマをもとに話し合い、交流を通してつながりを育んでいる。

◎杉並区の充実したサポート体制

- 杉並区では、学校運営協議会を含めて所管する学校支援課を設置しているほか、統括的な役割を果たす地域学校協働活動推進員を公募・委嘱し、各学校単位で活動するCN等地域学校協働活動を行う地域住民等への助言や伴走支援を行う体制を整えている。
- 区がCNの初任者研修等を開催しており、活動内容の理解や仲間づくりを支援し、新規に活動に参加してもらいやすい体制が整っている。
- 教育委員会は財政支援に加え、学校施設及び設備の使用も支援しており、天沼小では職員室からも声をかけやすい場所にある「学校支援本部室」を活動場所としている。活動支援者の場所があることで、ご協力いただく地域の方の来訪もスムーズである。



教員

教員だけで地域の方とのつながりは、カバーしきれませんが、CNの方々は、地域とのつながりが強く、地域のことをよくご存知で、様々な方とつながってください。授業のねらいや講師のリクエストなどを踏まえて調整を行ってくれ、教員にとっても非常に心強い学校経営のパートナーです。

津島市では、各推進員が相談しながら持続的に活躍できるよう、**各校への推進員の複数配置や、統括的な推進員の配置、計画的な研修の開催、協力人材の確保**に取り組んでいる。市立藤浪中学校では、PTA役員を経験した保護者を中心とした**5名の推進員がそれぞれの強みを活かしながら**、募集チラシの作成、大学生や高校生のボランティアとのマッチングなど、**学習支援教室を自律的に運営**している。



基本情報

配置人数	推進員5名
配置単位	学校専属
任期	2年
学校運営協議会	委員を兼務

◎活動概要

- 津島市では市立小中学校全12校において計26名の推進員が活動しているほか、市教育委員会に所属する統括的な推進員が1名配置されている。
- 藤浪中学校では、同校のPTA役員を経験した保護者を中心に、行政職員なども含めた計5名が推進員として役割分担をしながら様々な活動に取り組んでいる。

<具体的な活動内容(一部抜粋)>

- 学習支援教室「NAMIKA」の運営:月曜日の放課後15時から、中学生の希望者を対象に、大学生・高校生のボランティアによって学習サポートを行う活動の企画・調整・運営。(令和4年度から開始)
- 登下校時の交通安全見守り、中学生に向けてのキャリア教育の企画・実施、中学生をボランティアとして地域に派遣する活動

◎活動時に意識していること

- 学習支援教室など平日・日中の活動が難しいメンバーはPCスキルを活かしてチラシ作成を担うなど、「できることをできる人がやる」を大切に推進員同士で役割分担を意識している。
- 中学校区外の人も活動に巻き込んだり、地域課題(地域イベントの人手不足等)と中学生のボランティア活動をつなげるなど、各推進員が他の地域活動で聞いた話を地域学校協働本部や学校運営協議会に持ち込んで、「活かせるものは活かす」ことを念頭に活動を企画している。

◎推進員が1人で悩まず、相談できる体制の構築

- 津島市では各学校において複数の推進員配置を基本としている。これは、各推進員が様々な場面で「誰に相談したらよいのか?」と困る際に、まずは推進員同士で相談できるようにすることを意図している。
- また、津島市では各地域学校協働本部の本部長や、教育委員会に所属する統括的な推進員が、推進員の相談先として明確になっており、推進員が孤立しなくて済む体制が構築されている。
- この他、年間3回以上の定期研修会を開催し、市内各小中学校で活動する推進員同士が悩みを出し合ったり、対応を熟議したりすることができる機会・時間を設けている。

◎多様な活動を持続的に行うための人材確保

- 地域学校協働活動を行う上では、推進員だけでなく協力者・ボランティアの存在が欠かせないことから、市では市内中学出身の大学生・高校生とのネットワークづくりに取り組んでいる。
- 愛知県及び近隣県の教員養成課程を持つ大学、津島市内に立地する高校に、学習支援や読み聞かせへの参画依頼を行い、令和5年度現在、大学生60名程度、高校生30名程度がボランティアとして登録している。各校の推進員がボランティアと各校の各活動とのマッチングを行っている。



校長

学習支援教室の活動は推進員の方々によって自主的に運営されており、学校の関与は、場所提供と募集のお手伝いくらいです。学校には生徒と教員しかいないのが普通ですが、同教室では推進員がコーディネートした地元出身の大学生や高校生、地域の様々な大人との接点があり、生徒たちは、多様な関わり方を学んでいるように感じています。

探究学習や、地域課題の解決・地域活性化に専門性と経験を持つ推進員を配置し、学校での探究的な学びの企画や、地域との協働体制の構築を進めている。教員の伴走体制や、教員と推進員が互いの専門性を活かした連携や役割分担が、学校と推進員、地域一丸となった探究的学びの推進に大きな役割を果たしている。



基本情報

配置人数	推進員2名
配置単位	学校専属
任期	1年
学校運営協議会	委員を兼務

◎活動概要

- 大学時代から地域にフィールドワークに関わり、その後移住を経て継続的に地域活性化に取り組んでいる方が推進員として活動に取り組んでいる。大学での専攻であった地域協働やプロジェクトマネジメント、ファシリテーションの知識と経験、また地域住民や地元企業等とのネットワークを活用し、高校の探究的な学びの推進役として活動を行う。

<具体的な活動内容(一部抜粋)>

- 探究学習の統括役である教員と共に、「総合的な探究の時間」をはじめとした生徒の探究学習の企画(年間計画策定やカリキュラム作り)
- 探究学習のための体制構築(地域住民と学校を繋げる際の人選や手配)
- 地域住民同士の繋がり作りによるネットワークの耕し
- その他、教員の負担軽減のための部活動支援や給食指導、学校行事運営のサポートなど

◎活動時に意識していること

- 学校の要望に応じた連絡調整を基本的なスタンスとしているが、教員のニーズを理解したうえで、その実現に向けた意見出しや、自らのスキルを活かした実践も積極的に行っている。
- 推進員は探究学習の企画においてリーダーシップをとるが、個別の生徒の見取りやサポートは教員が行うなど、役割分担をしている。

◎専門性を活かして探究学習をコーディネート

- 探究学習に関する専門性を持つ教員がまだまだ少ない中で、大学で探究的な活動や地域課題解決・地域活性化等について学んだ専門性を活かした推進員のアドバイスが、探究担当の教員の強いサポートとなっていることに加え、教員間の足並みを揃えることにも寄与している。
- 自らが地域住民として持つネットワークを駆使して、学校に様々な連携先を紹介することができている。特に学校からアプローチがしにくい地域の個人や民間団体とのネットワーク構築において、推進員によるコーディネートが価値を発揮している。

◎推進員、教員、地域が一丸となるためのサポート

- 推進員の就任時、職員室に専用の席が設けられていたことで、教員集団の中に飛び込みやすくなった。
- 探究学習の統括役である教員が、推進員と同じ専門性のバックグラウンドを持っており、当初から推進員のスキルや考えに理解を示していたことが、推進員が伸び伸びと活動できたポイントであった。
- また教員側から、学校現場については初心者であった推進員に、学校のルールや必要な知識、求められている役割について明確に示したことで、相互理解の上でふるまうことができた。



教員

教員だけで探究学習を行っていた際には、「課題解決」と「問題解決」の混同など、教員ごとに授業の方向性が異なる等の課題がありました。推進員の専門的な知識のおかげで、大分足並みが揃ってきました。また、地域の方との連絡・調整においても、地域に軸足を持った推進員からの声掛けは、地域側からとても歓迎されており、非常に助かっています。

属性の異なる地域学校協働活動推進員(長年地域活動をされてきた方、自身のお子さんも特別支援学校に通われていた方)を2名配置し、子どもたちが学校卒業後に地域の中で暮らしていくことも見据えた地域連携を進めている。また、学内に設置されるコミュニティルームが、推進員の活動拠点となっていることに加え、保護者や教職員との関係性を構築することにも大きな役割を果たしている。



基本情報

配置人数	推進員2名
配置単位	学校専属
任期	1年
学校運営協議会	委員を兼務

◎活動概要

- 長く地域活動に取り組んできた方1名、自身のお子さんも特別支援学校に通われていた方1名の計2名で活動に取り組んでいる。それぞれの持つネットワークや考え方が異なることが、活動の幅を広げている。
- 教員の授業支援(ニーズに応じて地域とつなぐ)、保護者支援、卒業生支援、地域ボランティアの募集及びとりまとめ、地域情報の紹介など幅広い活動を行う。

<具体的な活動内容(一部抜粋)>

- 「あおばエールプロジェクト(区内店舗が登録し、障害者の地域生活を応援)」の登録店舗への生徒によるインタビューを企画・調整
- 保護者が参加できるアートプロジェクトやイベント、懇親会等の情報提供、保護者の相談対応
- その他、様々な授業支援(田植え体験の企画、市の資源循環局への訪問調整、アートグループによる授業企画など)

◎活動時に意識していること

- 生徒たちは卒業後、地域の中で暮らしていくが、それまでにできる限り地域の事を知り、地域社会に出ることに慣れ、学校外の人と関わることに慣れてもらいたいという思いを持ち地域連携に取り組んでいる。
- 地域の人々にも、あおば支援学校のこと、障害を持つ子どもたちのことを知ってもらうことで、地域側の土壌を耕したいという思いもある。

◎コミュニティルームが集いの場に

- 校舎1階の出入り口付近に設置されているコミュニティルームは、地域学校協働本部を兼ね、推進員の活動拠点となっている。また、介助員、保護者など、学校を訪れる様々な主体の交流の場となっている(飲食も可能)。この場所があることで、互いに顔の見える関係性が構築できていることに加え、新たな活動のきっかけにつながっている。
- コミュニティルーム近くには、地域学校協働本部「あおばまる」のボードも設置されており、常に活動内容が更新されるなど、訪れた人々への情報共有の役割を果たしている。
- 教職員も、推進員に相談したいことがある時には気軽にコミュニティルーム訪れている。

◎学校運営協議会の部会に参加

- 推進員2名は学校運営協議会の委員を兼ねており、地域学校協働部会にも所属している。
- 教職員も参加し、「学校の未来」について話し合う熟議を行ったところ、教職員が推進員と協働した様々な企画の実現可能性を強く感じるようになり、これをきっかけにコミュニティルームへの顔出しが絶えなくなった。



校長

お二方の持つネットワークが有難いことはもちろん、推進員の方がいらっしゃるおかげで、教職員の引き出しや発想が広がってます。また、地域への広報的役割を担ってもらえている点も非常に有難いです。学校のことを発信することで、見学やボランティア参加にもつながっていますし、インクルーシブな社会の広がりにも貢献していただいています。



第3章 学校における働き方改革の更なる加速化

1. 「学校における働き方改革答申」を踏まえた取組状況等

- 平成31年の「学校における働き方改革答申」以降、令和元年には給特法が改正され、業務量の適切な管理等に関する指針を策定。
- 教職員定数の改善、支援スタッフの配置拡充、部活動の見直し、ICTによる業務効率化等を進め、教育委員会における取組も着実に進捗。
➡ 教師の月当たりの平均の時間外在校等時間は、小学校で約18時間、中学校で約23時間減少。*平成28年度から令和4年度の比較。推計値のため参考としての比較である点には留意が必要。
- 一方、教育委員会や学校における取組状況の差が課題。解像度を上げて、具体的な取組に向けた支援と助言を行っていく段階に移行すべき。

2. 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進

※学校・教師が担う業務に係る3分類

- 学校教育の質の向上のため、教師が教師でなければできないことに集中できるようにすることが重要。学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進が必要。
- 一人一人の教師が多様な業務を抱える「個業」から、業務の一部を他の教師等と分担する「協働」へのシフトチェンジの徹底が必要不可欠。
- 教育委員会が学校に伴走しつつ、3分類*に基づく業務適正化の徹底、調査の精選、標準を大きく上回る授業時数の見直し、校務DXの加速化等が必要。

3. 学校における働き方改革の実効性の向上等

(1) 取組状況の「見える化」とPDCAサイクルの構築

- 勤務時間管理は、労働法制上、サービス監督教育委員会の責務。
- 全ての教育委員会における働き方改革の取組状況の公平な「見える化」やPDCAサイクルの構築が不可欠。在校等時間の教育委員会ごとの公表も必要。
- 国は、PDCAサイクルを通じた働き方改革の推進、業務量等の現状やその改善に向けた取組の進捗状況の公表等を教育委員会が行う仕組みを検討・都道府県教育委員会が、市町村教育委員会に対し、指導・助言等を行う役割を積極的に果たすことを求めることが必要。
- 教育委員会は、PDCAサイクル実施に当たっての定量的な目標設定が必要。まずは時間外在校等時間が月80時間超の教師をゼロにすることを最優先で目指し、全ての教師が月45時間以内となることを目標として、将来的に平均値として月20時間程度への縮減を目指し、それ以降も見直しを継続すべき。
- 教育委員会内の働き方改革の担当の明確化も必要。学校についても、教職員と支援スタッフの連携等を通じた働き方改革の推進の明確化等が必要。
- 働き方改革に向けた校長等の管理職のマネジメント能力が重要であり、校長の育成指標への反映と管理職研修を通じたマネジメント能力の向上が必要。

(2) 保護者、地域住民、首長部局等との連携・協働

- 学校における働き方改革を学校運営協議会や総合教育会議で積極的に議題化することが必要。
- 保護者等からの過剰な苦情等に対応する仕組みの構築や、スクールロイヤー等を活用した法務相談体制の整備・充実が必要。

4. 教師の健康及び福祉の確保に向けた取組の充実

- 教師のメンタルヘルス対策に関する事例の創出等を更に進め、各教育委員会における取組の充実が必要。若手教師への支援体制の充実が必要。
- 産業医の選任や衛生委員会の設置等、法令上求められる学校の労働安全衛生管理体制の整備に向けて、教育委員会への強力な指導が必要。
- 正規の勤務時間の途中に休憩時間を適切に確保できるよう、担任外の教師も含め給食指導を輪番制にすること等により休憩時間を割り振ること等が必要。
- いわゆる「勤務間インターバル」について、学校においても進めることが必要。学校の特性も踏まえつつ、PDCAサイクルの指標の一つとして検討すべき。
- 1年単位の変形労働時間制の趣旨や効果について、国は、未活用の教育委員会に対しても周知することが重要。

5. 柔軟な働き方の推進

- 早出遅出勤務やフレックスタイム制度、テレワークについて、学校の特性を踏まえた留意事項や工夫事例を整理し、導入を促進する必要。

教師を取り巻く環境整備 総合推進パッケージ



文部科学省

令和6年8月

『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（令和6年8月中央教育審議会答申）を踏まえ、以下の予算上・制度上の措置を含む政策を総合的に推進。（金額・人数は令和7年度概算要求・要望額）



学校教育の質の向上を通じた、
全ての子供たちへのより良い教育の実現



業務負担と長時間勤務を減らします

～ 時間外在校等時間月45時間以内に向けた働きやすい学校環境へ ～
～ 仕事や生活の満足度が高い職場環境へ ～

① 学校における働き方改革を一層進めます

※詳細は2ページ目。

● 働き方改革の実効性の向上

- ・在籍等時間の縮減等の教育委員会における取組状況の「見える化」に向けた仕組みづくり
- ・全都道府県における、専門家による働き方改革に係る伴走支援
- ・管理職のマネジメント能力の高度化に資する研修プログラムの開発・実施
- ・学校運営協議会等における働き方改革の積極的な議題化の促進（関連手引きの改訂等）
- ・行政による学校問題解決のための支援体制の構築
- ・スクールロイヤー等への相談体制の構築等（手引きの改訂・周知）

- ☆ 在籍等時間の把握・管理の徹底と「見える化」
- ☆ 学校に対する教育委員会による伴走支援の促進
- ☆ 管理職のリーダーシップの発揮による学校マネジメントの促進
- ☆ 地域住民・保護者との連携・協働の深化
- ☆ 行政による学校問題解決のための支援体制の構築

● 次世代校務DXなどによる業務の適正化の一層の推進

- ・授業時数の点検等に関する調査の実施
- ・クラウド環境を活用した次世代校務DXの推進等

- ☆ 各学校の指導体制に見合った教育課程の編成
- ☆ 校務DXの加速化

● 健康・福祉の確保及び柔軟な働き方の推進

- ・ストレスチェックの実施や産業医の選任、衛生委員会の設置等に向けた都道府県等への周知徹底
- ・勤務間インターバルや早出遅出勤等への推進に向けた事例・留意事項の整理・周知等

- ☆ 労働安全衛生管理体制の実効的な取組の推進
- ☆ 教師の健康・福祉の確保、柔軟な働き方の推進

③ 専門職にふさわしい処遇を実現します

- 教職の重要性を踏まえた処遇改善（教職調整額の改善）
- 職務や勤務の状況に応じた処遇改善（各種手当の改善）：学級担任への加算管理職手当の改善

② 教職員定数の改善等により、指導・運営体制を充実させます

● 教職員定数の改善

…7,653人改善

- ・小学校における教科担任制の拡充（中学年、新規採用教師）^(※) …2,160人改善
- ・生徒指導担当教師の全中学校への配置^(※) …1,380人改善
- ・多様化・複雑化する課題への対応 …476人改善
- ・35人学級の推進等、基礎定数の増加 …3,637人改善

● 若手教師へのサポートと学校内外との連携・調整を担う「新たな職」の創設（職務内容や給料表上の位置づけ整理）

● 支援スタッフの配置充実

- ・教員業務支援員（単価引き上げ）
- ・副校長・教頭マネジメント支援員（1,000人→3,000人）
- ・スクールカウンセラー（重点配置校 10,000校→11,300校）
- ・スクールソーシャルワーカー（〃 10,000校→11,600校）
- ・部活動指導員（16,000人→17,500人）
- ・校内教育支援センター支援員（新規3,000校）
- ・日本語指導補助者・母語支援員を含む日本語指導体制への支援（拡充）等

（参考：指導・運営体制の充実に資する関連施策）

- ・地域学校協働活動推進員等の配置促進
- ・地域クラブ活動への移行に向けた実証事業

● 心理・福祉等の高い専門性を持つ者の教員免許の取得促進や、特別免許状を活用した優れた知識経験を有する社会人等の入職促進

- ☆ 指導の質の向上と持ち授業時数の軽減（小学校中学年の学級担任持ちコマ数は週3.5コマ減、新採教師の持ちコマ数は週5コマ減）
- ☆ 専任の生徒指導担当教師による機動的対応
- ☆ 教育課題等への組織的な対応力の向上

☆ 「チーム学校」の推進

- ☆ 様々なバックグラウンドを持つ教師それぞれの強みを生かした指導が実現

● 新たな職について、給料表の新たな級を創設し、処遇改善



国・教育委員会・学校が一体的に取り組むことで、学校における働き方改革を一層推進します

働き方改革の実効性の向上

国

在校等時間の把握・管理の徹底と「見える化」

- ・在校等時間の縮減等の教育委員会における取組状況の「見える化」の仕組みづくりを検討、教育委員会別の取組状況を調査、公表（R6～）

学校に対する教育委員会による伴走支援の促進

- ・専門的知見を有するサポーターを派遣し、教育委員会と連携して学校の取組への伴走型支援を実施（全都道府県で事例創出）（R7～）

管理職のリーダーシップの発揮による学校マネジメントの促進

- ・管理職の資質向上指針における働き方改革の重要性の位置づけ
- ・管理職のマネジメント能力向上に向けた研修プログラム開発・実施（R7～）

地域住民・保護者との連携・協働の深化

- ・学校運営協議会や総合教育会議における働き方改革の積極的な議題化の促進（関連手引きの改訂等）

行政による学校問題解決のための支援体制の構築

- ・学校だけでは解決が難しい事案について、行政による学校問題解決のための支援体制の構築に向けたモデル事業の実施、好事例の横展開（R6～）
- ・スクールロイヤー等の法務専門家への相談体制の構築のための「教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き」の改訂・周知（R6～）

次世代校務DXなどによる業務の適正化の一層の推進

国

校務DXの加速化

- ・教育委員会及び学校の「GIGAスクール構想の下での校務DX化チェックリスト」に基づく自己点検結果のとりまとめを実施（R5～）
- ・都道府県域での共同調達を前提とした次世代校務DX環境の整備を支援（R7～）

各学校の指導体制に見合った教育課程の編成

- ・授業時数の点検等に関する調査の実施（R6～）

「3分類」に基づく業務の適正化

- ・業務の「3分類」について、学校以外が担うべき業務等についての教育委員会・地域・保護者等の理解を得るための周知を強化

部活動ガイドラインで示した休養日・活動時間の遵守徹底

- ・適切な休養日・活動時間となるよう都道府県等への周知を徹底

健康・福祉の確保及び柔軟な働き方の推進

国

労働安全衛生管理体制の実効的な取組の推進

- ・ストレスチェックの実施や産業医の選任、衛生委員会の設置の実施等に向けた都道府県等への周知徹底

教師の健康・福祉の確保、柔軟な働き方の推進

- ・勤務間インターバル制度や、早出遅出勤等の推進に向けた事例・留意事項の整理・周知

教育委員会

- ・定量的な目標設定などPDCAサイクルを構築・実施、取組状況を保護者・地域住民等へ公表
- ・在校等時間が長時間となっている教師が在籍する特定の学校へのヒアリング等
- ・働き方改革の司令塔部局を明確化
- ・サポーターと連携し、管理職マネジメント支援等を実施

- ・資質向上指標を踏まえた管理職への研修の着実な実施

各学校運営協議会での議題化を促進

- ・総合教育会議において働き方改革の取組を積極的に議論、首長との連携強化

- ・学校管理職OB等の活用や様々な専門家との連携等により学校への支援体制を構築
- ・スクールロイヤー等教育行政に係る法務相談体制の整備・充実

教育委員会

- ・教育委員会及び学校の自己点検結果を踏まえ、ルールの見直しや学校への働きかけを通じて校務DXを推進
- ・校務系・学習系ネットワークの統合、校務支援システムのクラウド化等の環境整備

- ・標準授業時数を大幅に上回る学校へ指導体制に見合った計画となるよう指導・助言

- ・行政や事業者など学校以外で担える具体的な業務を積極的に検討、見直し

- ・各学校の状況把握、不適切な事例が確認された場合の指導・是正

教育委員会

- ・教職員数50人未満の学校を含め、産業医等による教師の健康管理が実施される体制を構築等

- ・健康・福祉の確保に向けた働き方や、柔軟な働き方を可能とする制度の導入等

学校

- ・在校等時間の客観把握を徹底
- ・教育委員会の定める目標を踏まえ、管理職による業務精選、分担の見直しや、教職員による業務改善の実行

- ・マネジメント能力を有する管理職による勤務時間管理や業務分担の見直し等

- ・学校運営協議会の協議を踏まえた地域学校協働活動の一層の推進等

- ・学校だけでは解決が難しい事案について教育委員会等への早急な相談

学校

- ・自己点検結果を通して、校務におけるペーパーレス化及びクラウド活用を前提とした校務DXを推進
- ・ロケーションフリーでの校務実施等を推進等

- ・教育課程編成に係る校長の責任の下、指導体制に見合った計画となるよう、授業時数等を点検、改善
- ・学校における業務の精選

- ・地域住民・保護者と連携・協働した業務適正化の推進

- ・各部活動の状況把握、不適切な事例が確認された場合の指導・是正

学校

- ・教師のストレスチェックの実施やその結果を踏まえた面接指導等を実施

- ・柔軟な働き方等を実現するための教職員間の業務分担に係る調整



各教育委員会・学校における課題の明確化や学校のサポート体制の構築、「チーム学校」の一層の推進を図りつつ、「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づく業務適正化、指導体制に見合った授業時数の設定、校務に係る時間の効率化等を一体的に展開



学校安全を推進するための組織体制に関するこれまでの議論

本体はこちら→

- ・地震などの自然災害、学校における活動中の事故や不審者侵入事件などが顕在化し、**学校の努力だけでは防止できない事案**も発生
- ・学校だけでなく、**地域や関係機関等と連携して組織的に実効性のある持続可能な学校安全の取組**の推進が強く求められる
- ・**セーフティプロモーションスクール*1**の考え方を取り入れた取組の充実や、**コミュニティ・スクール*2**の仕組みの活用を含む地域との連携・協力が必要
- ・学校及び学校の設置者の取組をより実効的にするため、**学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルの構築**を全国的に推進

*1 学校安全について、組織的・計画的に地域等と連携し、実践・改善を継続するものとして認証された学校。

*2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定する学校運営協議会を置く学校。

学校安全を推進するための組織体制の充実に必要となる視点

地域や関係機関等との連携 児童生徒等の安全確保には、地域や関係機関等と連携し、学校安全の実効性向上を図ることが必要

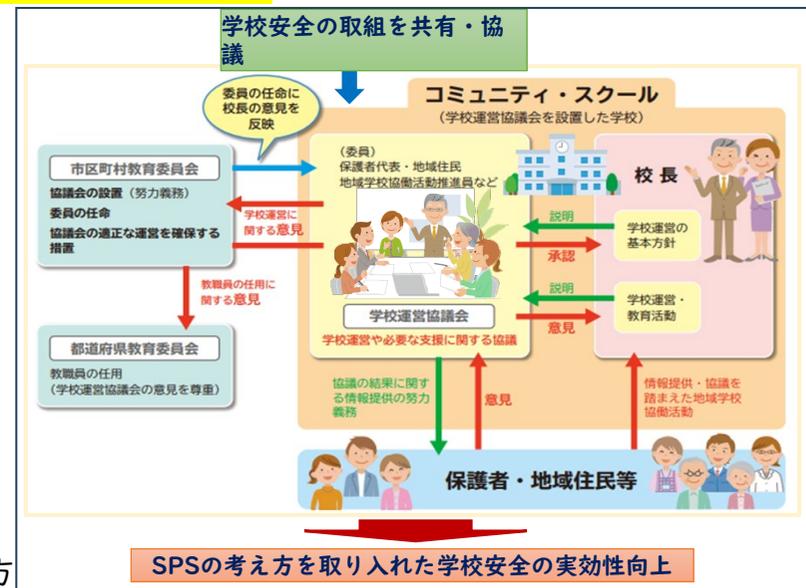
- ・事件・事故・災害被害等の経験を繰り返さない ⇒ **学校安全の専門的な知見や子供の視点の活用、地域の協力体制の構築が必要**
- ・持続可能かつ組織的に学校安全の質の向上 ⇒ **コミュニティ・スクール(CS)と地域学校協働活動の仕組みを最大限活用することが効果的**
- ・学校安全の取組の実効性や持続可能性の向上、外部の視点による評価・見直し ⇒ **学校運営協議会での協議、共通理解の醸成が効果的**
- ・災害や防犯は地域全体の共通課題 ⇒ **地域の関係機関等と継続的に協働、学校と地域の双方の視点が必要(緊急避難先の合意形成等)**

校内の組織体制整備 校長のリーダーシップの下、校内の組織体制の整備が必要

- ・組織的かつ効果的な学校安全の推進には、「学校安全の中核を担う教職員」が重要
⇒ **その位置付けや果たすべき役割について更に整理する必要**
⇒ **学校の設置者等における育成、確保、校長等の管理職を含む研修体制の充実等も必要**
- ・CSの仕組みを活用した学校安全の取組の実質化
⇒ **学校安全に関わる教職員の学校運営協議会への参画など体制を工夫**

学校安全の取組の実効性を高めるための留意点 CS等の仕組みの活用による負担軽減と安全強化

- ・教職員の負担に配慮した、登下校を含む児童生徒等の安全確保の強化
⇒ **関係者間での共通理解の醸成、連携・協働の中での適切な役割分担の実施**
⇒ **地域学校協働活動推進員等の更なる配置・活用の推進**
- ・小中一貫教育などの場合、複数校で1つの学校運営協議会の設置も可能
⇒ **地域の共通課題への対応や小～中学校へのつながりのある安全教育などに効果的**
- ・本項目の視点は、学校運営協議会の未設置校や、国立・私立学校においても重要な考え方



学校安全を推進するための組織体制の在り方に関する提言

- 児童生徒等の安全確保や安全教育を学校運営協議会の場で積極的に議題として取り扱うこと等により取組の充実・持続化が期待される。
⇒ **学校運営協議会を活用した学校安全の取組を一層推進するために必要な方策の具体的な検討が必要。**
- CSの仕組みを活用した学校安全の取組の実質化には、学校安全に関わる教職員の学校運営協議会への参画など体制の工夫が必要。
組織的かつ効果的に学校安全の取組を推進するためには、「学校安全の中核を担う教職員」の配置、資質能力向上の機会確保が重要。
⇒ **組織的に学校安全を推進していくための校内体制及び、その中心となる「学校安全の中核を担う教職員」について、その位置付け及び果たすべき役割、養成・育成等については、本有識者会議で更に検討を進める。**

趣旨

- 「新・放課後子ども総合プラン」最終年度にあたり、受け皿確保（152万人分）や待機児童対策に集中的に取り組んできたが、目標の達成は困難な状況。
- 放課後児童対策の一層の強化を図るため、こども家庭庁と文部科学省が連携し、予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策として、とりまとめた。
- 「こども未来戦略」における加速化プラン期間中、早期の受け皿整備の達成に向け、本パッケージは令和5～6年度に取り組む内容をまとめたものである。

1. 放課後児童対策の具体的な内容について

放課後児童クラブの実施状況 (R5.5.1) 登録児童 145.7万人 待機児童 1.6万人
(R5.10.1) 登録児童 139.9万人 待機児童 0.8万人

(1) 放課後児童クラブの受け皿整備等の推進

放課後児童クラブを開設する場の確保

- ① 放課後児童クラブ施設整備の補助率の髙上げ【R5補正】
- ② 学校（校舎、敷地）内における放課後児童クラブの整備推進
- ③ 学校外における放課後児童クラブの整備推進（補助引き上げ）【R5から実施】
- ④ 賃貸物件等を活用した放課後児童クラブの受け皿整備の推進（補助引き上げ）【R6拡充】
- ⑤ 学校施設や保育所等の積極的な活用

放課後児童クラブを運営する人材の確保

- ① 放課後児童クラブにおける常勤職員配置の改善【R6拡充】
- ② 放課後児童クラブに従事する職員に対する処遇改善
- ③ ICT化の推進による職員の業務負担軽減【R5補正】
- ④ 育成支援の周辺業務を行う職員の配置による業務負担軽減

適切な利用調整（マッチング）

- ① 正確な待機児童数把握の推進
- ② 放課後児童クラブ利用調整支援事業や送迎支援の拡充による待機児童と空き定員のマッチングの推進等（補助引き上げ）【R6拡充】

その他

- ① 待機児童が多数発生している自治体へ両省庁から助言
- ② コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進
- ③ 更なる待機児童対策(夏季休業の支援等)に係る調査・検討

(2) 全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごすための強化策

放課後児童対策に従事する職員やコーディネーターする人材の確保

- ① 放課後児童クラブにおける常勤職員配置の改善(再掲)
- ② 地域学校協働活動推進員の配置促進等による地域学校協働活動の充実

多様な居場所づくりの推進

- ① 放課後児童クラブと放課後子供教室の「校内交流型」「連携型」の推進
- ② こどもの居場所づくりの推進（モデル事業、コーディネーター配置）【R5補正】
- ③ コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進(一部再掲)
- ④ 特別な配慮を必要とする児童への対応
- ⑤ 朝のこどもの居場所づくりの推進（好事例周知等）

質の向上に資する研修の充実等

- ① 放課後児童対策に関する研修の充実
- ② 性被害防止、不適切な育成支援防止等への取組
- ③ 事故防止への取組
- ④ 幼児期から学童期に渡っての切れ目のない育ちの支援

2. 放課後児童対策の推進体制について

(1) 市町村、都道府県における役割・推進体制

- ① 市町村の運営委員会、都道府県の推進委員会の継続実施
- ② 総合教育会議の活用による総合的な放課後児童対策の検討

(2) 国における役割・推進体制

- ① 放課後児童対策に関する二省庁会議の継続実施
- ② 放課後児童対策の施策等の周知

3. その他留意事項について

(1) 放課後児童対策に係る取組のフォローアップについて

- ① 放課後児童クラブの整備<152万人の受け皿整備を進め、できる限り早期に待機児童解消へ>
- ② 放課後児童クラブと放課後子供教室の連携<同一小学校区内でできる限り早期に全てを連携型へ>
- ③ 学校施設を活用した放課後児童クラブの整備<新規開設にあたり所管部局が求める場合、できる限り早期に全て学校施設を活用できるように>

(2) 子ども・子育て支援事業計画との連動について

(3) 子ども・子育て当事者の意見反映について



地域と学校の連携・協働体制構築事業

～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進～

令和7年度要求・要望額
(前年度予算額)

76億円
71億円



文部科学省

現状・課題

- 予測困難なこれからの社会においては、**学校・家庭・地域が連携・協働し、社会全体で学校や子供たちの成長を支えることが重要**
- **コミュニティ・スクール**（※）と社会教育活動である**地域学校協働活動を一体的に推進することで、学校・家庭・地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる地域社会の実現を目指す**
 - ※コミュニティ・スクールは、子供を取り巻く課題の解決に向けて、**保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持つ「当事者」として学校運営に参画**する学校運営協議会を置く学校（R5時点:18,135校、52.3%）
- 放課後児童対策の一層の強化に向け、予算・運用等の両面から集中的に取り組むべきものとして策定した「**放課後児童対策パッケージ**」（R5.12）に基づく**取組を推進**（地域学校協働活動の一環としての放課後子供教室と放課後児童クラブの連携促進等）

経済財政運営と改革の基本方針2024

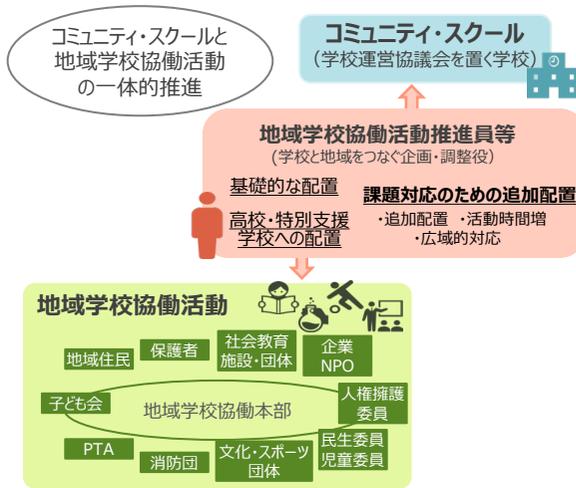
(令和6年6月21日閣議決定)

- 第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現～「経済・財政新生計画」～
3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題
 - (3) 公教育の再生・研究活動の推進
(質の高い公教育の再生)
学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教師を安心して本務に集中させ、こどもたちの豊かな学びを実現するため、チーム学校との考えの下、**コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組**や、部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に向けた**取組を加速**するとともに、(略)豊かな感性や創造性を育むための自然等の体験活動・読書活動、キャリア教育・職業教育等を推進する(略)。

事業内容

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組に対する財政支援

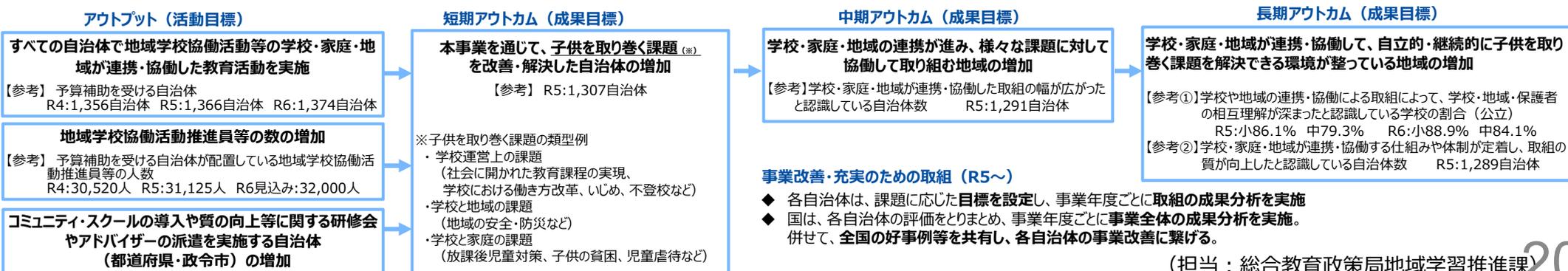
事業実施期間	平成27年度～
交付先	都道府県・政令市・中核市（以下「都道府県等」）
要件	①コミュニティ・スクールの導入または導入計画があること ②地域学校協働活動推進員等を配置していること
補助率	国1/3、都道府県等1/3、市区町村1/3 ※都道府県等が直接実施する場合、都道府県等2/3
支援内容	地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等に係る諸謝金、活動に必要な消耗品等



具体的な取組

- ▶ **コーディネート機能の強化**
 - 引き続き**地域学校協働活動推進員等の配置を促進**
 - 学校における働き方改革や放課後児童対策などの**地域課題に対応した推進員等の追加配置**を推進
 - **推進員等の処遇改善**（謝金単価の引上げ）
- ▶ **地域学校協働活動の実施**
 - 学校における働き方改革に資する**取組、放課後等における学習支援や体験・交流活動**等を支援
 - 放課後子供教室新規開設時の備品整備を支援
- ▶ **教育委員会の伴走支援体制の構築・強化**
 - 学校運営協議会委員、推進員等、地域ボランティア等に対する研修の充実

ロジックモデル



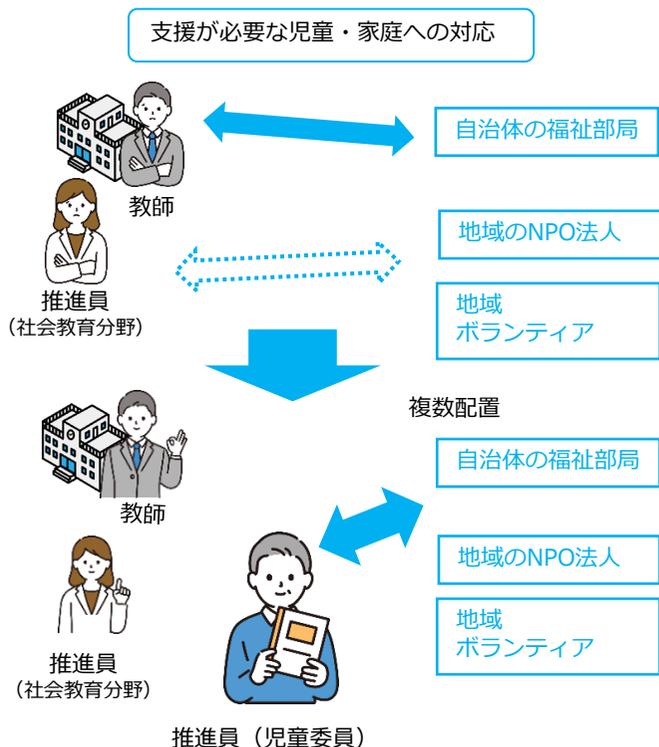
課題に対応した地域学校協働活動推進員の追加配置のイメージ

複数配置を行う

課題に対し専門的な見地から対応するため、既に配置されている推進員に加えて**当該分野の専門性をもつ推進員を複数配置**する

(例)

これまで教師が中心となり対応してきた支援が必要な児童・家庭への対応について、地域の関係団体の協力を得て対応するため、既に配置されている社会教育に通じた推進員に加えて福祉分野での知見や関係団体との繋がりをもつ児童委員を推進員として複数配置する

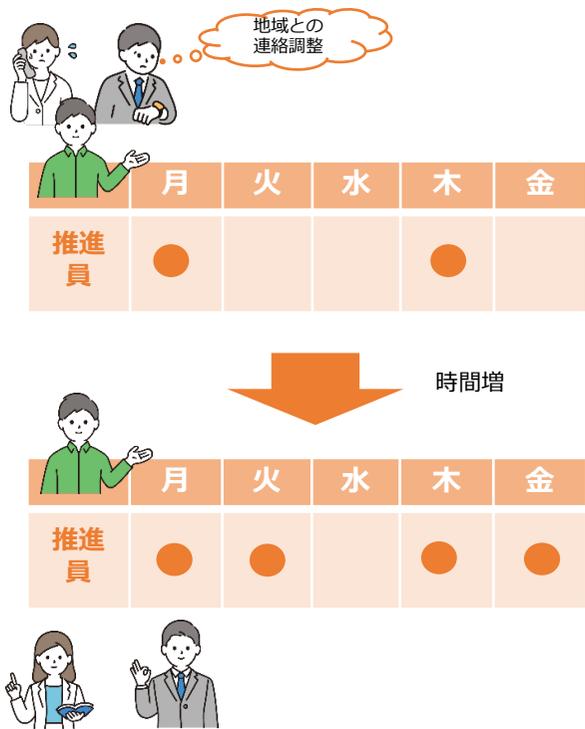


活動時間を増やす

課題に対して重点的に対応する時間を確保するため、既に配置されている推進員の**活動時間を増やす**

(例)

教師の働き方改革を推進するため、これまで教師が対応していた地域との連絡調整業務を推進員が一手に担うこととし、そのために必要となる活動時間を増やして対応する

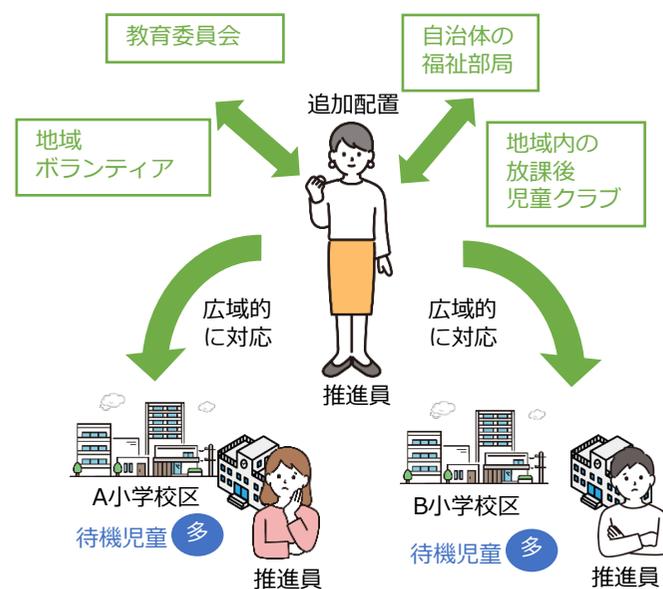


広域的に対応する

地域で共通する課題に対応するため、各学校に配置される推進員に加えて**広域的な対応を専門にする推進員を追加配置**する

(例)

待機児童が多く発生している地域において、子供の安全・安心な居場所を確保するため、各学校と放課後児童クラブなど域内の関係者や、地域ボランティアの間を広域的につなぐ推進員を配置する



1. はじめに

2. 令和7年度予算・概算要求関係について

3. CSの効果的な運営の継続について

4. その他

コミュニティ・スクールは、学校と地域をとりまく課題解決のための仕組み（プラットフォーム）

学校や子供たち、地域が抱える様々な課題を学校だけに任せるのではなく、**地域全体で解決を図る**必要性

→ 学校と地域が目標や課題を共有し、協議する**仕組み** = **コミュニティ・スクール**

→ 保護者や地域住民等が**当事者意識**を持って参画することで、様々な取組が活性化

学校の課題



「社会に開かれた教育課程」の実現

教育の目標などを学校と地域が真に共有し、連携・協働することに課題

学校における働き方改革

学校業務の精選や教師の意識改革などに課題



子供の課題



不登校対策

不登校やいじめなど、学校内外において子供が抱える問題への対応に課題



地域の課題



若者の地元定着

子供たちが地域と関わる機会、ふるさとを知り学ぶ機会の減少などの課題

地域防災

災害時に避難所となる学校と地域の連携体制・物資等の整備に課題



コミュニティ・スクール（学校運営協議会）により、地域全体で解決に向けて取り組む

(例) 茨城県牛久市

学校運営協議会委員が**授業研究に参画**。学校理解を深め、熟議を行うことで、**社会に開かれた教育課程を実現**。教師の**授業力向上**、子供の**学力向上**にも寄与

(例) 岡山県浅口市

保護者や地域住民と**目標や課題を共有し、業務の見直しを実現**。協議を通じて**教師の意識改革**にも成果

(例) 北海道登別市

学校運営協議会の組織を生かし、**多様な関係主体との円滑な情報共有や連携・協働**により、**チームとしての不登校対策体制**を構築

(例) 鳥取県南部町

地域の協力のもと地元の自然や歴史・文化を学ぶカリキュラムを設定し、**子供たちのふるさとへの愛着や社会参画力**を育成

(例) 熊本県

自治体の防災担当職員等が学校運営協議会に参画し、**地域住民との合同防災訓練**など、**防災に関する事項・取組**を協議・実践

令和6年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査

コミュニティ・スクールの質的向上に向けた教育委員会の取組についても把握するため、令和6年度調査において以下の調査項目等を追加。

6 コミュニティ・スクールの取組の成果・効果的な運営の継続について

6-1 教育委員会としての成果実感

各項目について、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の仕組みを活用して、取組が進んだ／成果が上がったと教育委員会として考えるかどうか、それぞれ「当てはまる」「やや当てはまる」「あまり当てはまらない」「当てはまらない」「分からない」のいずれかを選択してください。

<項目>

- ①学校と保護者や地域住民等（関係機関・団体を含む）の相互理解
- ②保護者や地域住民等（関係機関・団体を含む）との連携・協働に係る教職員の意識の向上
- ③管理職等の異動によらない地域や関係機関・団体との組織的な連携・協働体制の継続
- ④学校運営協議会の意見を踏まえた教職員の任用等による校内体制の整備充実
- ⑤魅力・特色ある学校づくり
- ⑥「社会に開かれた教育課程」の実現
- ⑦学校における働き方改革
- ⑧学校安全（地域防災を含む）の推進
- ⑨不登校対策、生徒指導上の課題解決（いじめ、暴力等）
- ⑩放課後児童対策
- ⑪児童生徒の学力（3要素）の向上
- ⑫児童生徒の社会参画意識の向上、キャリア形成
- ⑬学校を核とした地域コミュニティづくり
- ⑭子供・教師・家庭・地域のウェルビーイングの向上

6-2 学校運営協議会の効果的な運営の継続に向けた取組

設置する学校運営協議会を形骸化させず効果的な運営を継続するために、教育委員会による伴走支援として取り組んでいるものを全て選択してください。

※令和6年5月1日時点において実施及び令和6年度内に実施を計画しているものを回答

<選択肢>

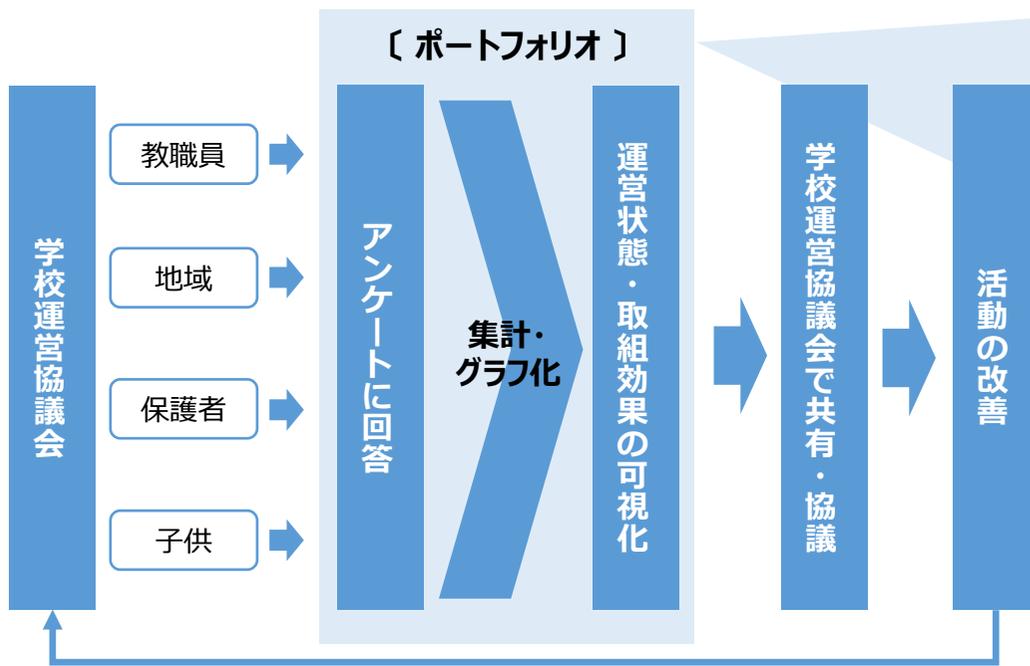
- ①学校運営協議会の効果的な運営に向けた方針提示（課題に応じた協議会の設定や熟議の奨励、開催回数の確保、学校運営協議会委員向け手引きの作成等）
- ②連絡協議会等の設置（学校運営協議会間の情報交換等）
- ③研修会・説明会の継続的实施（教職員対象）
- ④研修会・説明会の継続的实施（学校運営協議会委員対象）
- ⑤研修会・説明会の継続的实施（地域学校協働活動推進員等対象）
- ⑥フォーラムの継続的实施
- ⑦課題に対応した／計画的な委員構成の見直し
- ⑧教育委員会職員の学校運営協議会への参画（委員・オブザーバーでの参画等）
- ⑨学校訪問等を通じた管理職に対する定期的な情報提供や助言
- ⑩地域学校協働活動推進員等の力量向上（地域学校協働活動推進員等向け手引きの作成、社会教育士の称号取得促進等）（⑤を除く）
- ⑪CSポートフォリオの活用
- ⑫その他

CSポートフォリオ（コミュニティ・スクールの効果検証ツール）の活用について

各地域・学校において、コミュニティ・スクール関係者（教職員・地域・保護者・子供）に対するアンケート結果を相互に関連付けて集計し、CSの運営状態や取組の効果等をグラフ化・視覚化する検証用ツール「CSポートフォリオ」の活用により、当該地域・学校の取組状況を関係者間で共有し、改善に向けた協議や取組につなげることが可能となる

※令和2～3年度文部科学省委託事業として、CSポートフォリオ（詳細版）を開発、令和4年度CSポートフォリオ（標準版）・CSの運営に関するチェックシート作成

【CSポートフォリオの仕組み（イメージ）】



- ▶ CSの運営状態やCSの生み出す効果を視覚化
- ▶ 学校運営の改善や、地域との協働の在り方の検討につなげる

➡ CSの診断ツール（≒健康診断）

【活用の可能性】

- ① ポートフォリオを定期的に活用することで、各地域・学校のCSの現状や成果、課題の視覚化と経年比較が可能となり、学校運営協議会で共有・改善方策について協議することで、PDCAサイクルを効果的に回すことができる（定期健康診断）
- ② 項目の工夫などにより、学校評価（関係者評価）を兼ねて実施することで、学校業務の効率化・デジタル化にも寄与



学校と地域でつくる
学びの未来HP
からダウンロード可能



解説動画はこちら！

コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動に係る協力団体等リスト

コミュニティ・スクール等の仕組みを活用した関係団体・関係者との更なる連携促進、互恵的関係の構築・深化に向けて広く周知を図ることができるよう、趣旨に賛同・協力いただける関係団体等のリストを作成。

掲載団体（令和6年5月時点）

本体はこちら →



《教育分野》

- 全国コミュニティ・スクール連絡協議会
（コミュニティ・スクールの推進に関する情報交換、普及啓発等）
- 公益社団法人日本PTA全国協議会
- 一般社団法人全国高等学校PTA連合会
（PTA活動に関する研修・広報活動、子供たちの健全育成等）
- 公益社団法人全国子ども会連合会
（子ども会活動の推進、指導者の養成・研修等）
- 公益社団法人全国公民館連合会
（公民館の普及促進、調査研究等）
- 全国私立大学教職課程協会
- 日本教育大学協会
- 日本教職大学院協会
（教師教育・教員養成に関する調査研究・情報発信等）
- 全国都道府県教育委員会連合会
- 全国市町村教育委員会連合会
- 指定都市教育委員会協議会
- 全国都市教育長協議会
- 中核市教育長会
- 全国町村教育長会
（教育委員会相互の情報共有、教育行政に関する調査研究等）
- 全国国公立幼稚園・こども園長会
（幼児期の教育の発展・振興、保幼小の連携推進）
- 全日本教職員連盟
（教職員の研修、地域・家庭における教育の充実に向けた取組等）
- 公益社団法人日本教育会
- 日本連合教育会
（教育に関する調査研究・普及活動等）

- 公益財団法人日本学校保健会
（子供の現代的健康課題に対応するための学校保健の振興等）
- 公益財団法人産業教育振興中央会
- 全国産業教育振興会連絡協議会
（産業教育の振興）
- 全国専修学校各種学校総連合会
（専修学校・各種学校における職業教育の振興、中高との連携推進）

《スポーツ・文化分野》

- 公益財団法人日本スポーツ協会
（スポーツ指導者・スポーツ少年団の育成、生涯スポーツの普及等）
- 公益財団法人運動器の健康・日本協会
（運動器の健康増進、疾患・障害の予防に関わる教育・啓発等）
- 特定非営利活動法人全国ラジオ体操連盟
（ラジオ体操・みんなの体操の普及等）
- 一般社団法人和食文化国民会議
（無形文化遺産「和食」の適切な保護・継承）

《防災・安全分野》

- 公益財団法人全国防犯協会連合会
（防犯思想・知識の普及、薬物乱用防止等）
- 一般財団法人全日本交通安全協会
（交通安全に関する普及啓発等）
- 消防団
（防火指導、応急手当の普及活動、防災意識の向上等）
- 公益社団法人隊友会
（防衛・防災関連施策への協力等）

《金融分野》

- 一般社団法人全国銀行協会
- 一般社団法人信託協会
- 一般社団法人全国地方銀行協会
- 一般社団法人第二地方銀行協会
- 一般社団法人全国信用金庫協会
- 一般社団法人全国信用組合中央協会
- 一般社団法人生命保険協会
- 一般社団法人日本損害保険協会
- 日本証券業協会
- 日本FP協会
(金融に関する普及啓発・リテラシー向上等)

《児童福祉分野》

- 一般財団法人児童健全育成推進財団
(児童館の活動支援、児童福祉に関する調査研究等)
- 全国学童保育連絡協議会
(学童保育に関する調査研究、指導員の研修活動等)
- 一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会
(ひとり親家庭・寡婦の福祉に関する啓発・広報等)

《人権分野》

- 更生保護法人全国保護司連盟
(保護観察対象者の指導・支援、犯罪予防活動等)
- 全国人権擁護委員連合会
(人権に関する相談対応、人権啓発等)

《国際協力分野》

- 公益社団法人青年海外協力協会
(グローバル人材の育成、地域の国際化支援等)

《社会福祉・労働分野》

- 一般社団法人生涯活躍のまち推進協議会
(多世代と交流しながら健康な生活を送る地域づくりへの支援)
- 全国食生活改善推進員協議会 (一般財団法人日本食生活協会)
(食育の推進・運動習慣の定着等)
- 全国社会福祉協議会
(福祉人材の育成・研修、ボランティア・福祉教育の推進等)
- 全国民生委員児童委員連合会
(生活上の様々な相談支援を行う民生委員・児童委員活動の推進)
- 公益財団法人日本知的障害者福祉協会
(知的障害者の支援、知的障害福祉の普及啓発等)
- 全国老人クラブ連合会
(子供の見守り、清掃・緑化、伝承・多世代交流等の活動推進)
- 一般財団法人ACCN
(キャリアコンサルタントによるキャリア教育の推進等)

《農林水産分野》

- JAグループ (一般社団法人全国農業協同組合中央会)
- 全国森林組合連合会
- 全国漁業協同組合連合会
(農林水産分野における体験機会の提供等)

《経済分野》

- 公益社団法人経済同友会
- 日本商工会議所
- 全国中小企業団体中央会
- 全国商工会連合会
(経済界との連携・交流、地域経済の活性化等)

《自動車整備分野》

- 自動車整備人材確保・育成推進協議会
(自動車整備に携わる人材の確保・育成等)

《海事分野》

- 海事産業人材確保・育成推進協議会
(海事産業に携わる人材の確保・育成等)

(参考) 「学校・教師が担う業務の3分類」に基づき協力が可能と考えられる事項

- 本年5月の中教審特別部会「審議のまとめ」では、学校における働き方改革の更なる加速化に向け、学校・教師が担う業務の適正化を一層推進するとともに、働き方改革の実効性を向上するためには保護者、地域住民等の理解・協力・連携が不可欠であるとされている。
- こうした動向を踏まえ、「学校・教師が担う業務の3分類」(※)に基づく取組毎に、一般的に協力が可能と考えられる協力団体等を整理。

※学校における働き方改革の推進のため、学校・教師が担う業務を「基本的には学校以外が担うべき業務」「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」の3つに整理している。「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」(平成31(2019)年1月25日中央教育審議会)において提言されたもの。

登下校に関する対応

公益社団法人日本PTA全国協議会、一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、公益財団法人全国防犯協会連合会、一般財団法人全日本交通安全協会、一般社団法人全国信用組合中央協会、一般財団法人児童健全育成推進財団、更生保護法人全国保護司連盟、全国民生委員児童委員連合会、公益財団法人日本知的障害者福祉協会、全国老人クラブ連合会

放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応

公益社団法人日本PTA全国協議会、一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、公益財団法人全国防犯協会連合会、全国民生委員児童委員連合会

児童生徒の休み時間における対応

公益社団法人日本PTA全国協議会、公益社団法人全国子ども会連合会、全国老人クラブ連合会

校内清掃

公益社団法人日本PTA全国協議会、公益社団法人全国子ども会連合会

部活動

一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、公益社団法人全国公民館連合会、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人運動器の健康・日本協会、公益社団法人隊友会

給食時の対応

公益社団法人日本PTA全国協議会、公益社団法人全国子ども会連合会、一般社団法人和食文化国民会議、全国食生活改善推進員協議会(一般財団法人日本食生活協会)

学校行事の準備・運営

公益社団法人日本PTA全国協議会、一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、公益社団法人全国公民館連合会、一般社団法人全国私立大学教職課程協会全国専修学校各種学校総連合会、公益財団法人運動器の健康・日本協会、特定非営利活動法人全国ラジオ体操連盟、一般社団法人和食文化国民会議、一般財団法人全日本交通安全協会、消防団、公益社団法人隊友会、全国学童保育連絡協議会、全国社会福祉協議会、全国老人クラブ連合会、全国森林組合連合会、日本商工会議所、自動車整備人材確保・育成推進協議会、海事産業人材確保・育成推進協議会

進路指導

一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、公益社団法人全国公民館連合会、一般社団法人全国信用組合中央協会、公益財団法人日本知的障害者福祉協会、一般財団法人ACCN、全国森林組合連合会、日本商工会議所、自動車整備人材確保・育成推進協議会、海事産業人材確保・育成推進協議会

支援が必要な児童生徒・家庭への対応

公益社団法人全国子ども会連合会、一般財団法人児童健全育成推進財団、全国学童保育連絡協議会、一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会、更生保護法人全国保護司連盟、全国人権擁護委員連合会、全国社会福祉協議会、全国民生委員児童委員連合会、公益財団法人日本知的障害者福祉協会

※本資料に記載していることをもって、各地域における協力を直ちに約束するものではない。

1. はじめに

2. 令和7年度予算・概算要求関係について

3. CSの効果的な運営の継続について

4. その他

学校と地域で高め合おう！ 子供・教師・家庭・地域のウェルビーイング
～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を通して～



主催 文部科学省・山梨県教育委員会 **日時** 令和6年7月13日(土) **会場** 山梨県立文学館・美術館 **参加者** 会場参加360名・Web参加470名

ねらい 第4期の教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）では、総合的な基本方針の1つとして、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が掲げられ、子供たち一人一人が幸福や生きがいを感じられる学びを保護者や地域の人々とともにつくっていくことで、学校に携わる人々のウェルビーイングが高まり、その広がりが一人一人の子供や地域を支え、更には世代を超えて循環していくという在り方が求められている。これには、保護者や地域住民等が学校運営に当事者として参画するコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域住民等の参画により地域と学校が連携・協働する地域学校協働活動の一体的な取組が大きく関わる。
参加者が、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組は、学校運営の強化、学校の教育目標の実現はもとより、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりを進めるために欠かせないものであることを理解するとともに、日本社会に根差したウェルビーイングの向上にも資するものであることを認識し、当事者として、実効性ある取組を進めることを目指し、本フォーラムで共に学び合う。

サブプログラム

CSマスター相談会・ワークショップ

テーマごとに分かれてのCSマスター相談会に加え、熟議を体験するワークショップを初開催。

CSマスター相談会は、導入準備（行政、義務教育段階、高校特支）や3権限、熟議、CSポートフォリオといったテーマ設定の下、参加者の悩みや課題感に応える形で実施。各テーマに分かれ、CSマスターからのミニ講義を聴講した後、「熟議のテーマ設定をどうすればいいか」などの参加者からの質問に対し、CSマスターが丁寧に応えた。

ワークショップ・熟議体験は、①「目指す子供の姿」を明確にする、②現状を見つめ直す、③地域学校協働活動推進員としてできることを考える、という流れで実施。推進員・地域コーディネーターの立場にある者が多く参加し、グループに分かれて模造紙・付箋紙を活用しての熟議を体験した。参加者からは、「自分の学校、地域でもやってみます！」という声が多数聞かれた。

いずれも、参加者とCSマスターだけでなく、参加者同士の新たなネットワーク構築の機会にもなった。



メインプログラム

開会行事・閉会行事

（開会行事）

盛山大臣は、ビデオメッセージの中で「日本社会に根差したウェルビーイングの向上の実現に向けて、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動が重要な役割を果たす」と述べた。



長崎・県知事は、学校における働き方改革の重要性とコミュニティ・スクールとの関わりについて述べた。

（閉会行事）

降旗・県教育長は、「コミュニティ・スクールは令和の日本型学校教育を進めるためのマストシステムである」と述べ、今後さらに推進していくことを誓った。

講演

内田氏（京都大学人と社会の未来研究院 教授・中央教育審議会委員）から「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」について御講演。

ウェルビーイング社会の実現のためには、多様性、開放性など、個人を尊重しつつ、他者や社会のための行動を考えると、日本的な協調性の良さを活かしつつ、より寛容な社会であることが必要、とした。

また、教育現場でできることとして、「場のウェルビーイング」に向かったの共有意識・信頼関係の醸成、開かれた学校経営、ウェルビーイングな学校づくりに参画することによるウェルビーイングの循環モデルの生成などの提言があった。

分科会

校種に分かれて実施

- 第1分科会 ● 昭和三立原小学校
● 高知市立春野中学校 ● 八王子市立松木中学校

押原小からはCSを活用した総合的な学習の時間の充実、春野中から地区の幼・小と連携した取組、松木中から学校運営協議会での不登校対策に関する熟議等について発表。助言者からは「学校運営協議会の本丸はやはり教育課程。社会に開かれた教育課程の実現をさらに目指してほしい」とのコメントがあった。



- 第2分科会 ● 山梨県立笛吹高等学校
● 三重県立飯南高等学校 ● 北海道鹿追高等学校

3校共通して、総合的な探究の時間を柱とし、社会に開かれた教育課程の実現につながる実践事例を発表。助言者からは「社会に開かれた教育課程の実現だけでなく、個から場のウェルビーイングにつながる取組である」との価値付けコメントがあった。

- 第3分科会 ● 山梨県立ろう学校
● 宮城県立支援学校女川高等学園 ● 神奈川県立えびな支援学校

ろう学校からはCSの仕組みも活かして子供の自立を図る取組、女川高等学園から地域とともに学ぶ防災教育、えびな支援学校から隣接する農業高校と連携した地域貢献の取組について発表。助言者からは「卒業生をコミュニティ・スクールに巻き込み、地域に貢献する人を育成してほしい」とまとめた。

参加者アンケートより

- コミュニティ・スクールが今後の学校運営に必要なことを改めて実感した。ウェルビーイングは、学校も地域も、子供も大人も同じ土俵で、共に学んだ先に見えてくることも強く感じた。このフォーラムを、もっと多くの方たちに参加・視聴してもらいたい。
- マスター相談会など様々なプログラムで構成されており、学びが広がった。
- 講演の中でウェルビーイングについて詳しくお話を聴くことができ有意義だった。学校現場においても、地域と協働しながらウェルビーイングの向上を目指していきたい。

全国コミュニティ・スクール研究大会in金沢 地域とともにある学校づくり推進フォーラム2024金沢

持続可能な社会の創り手の育成

～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的取組を通して～



令和
6年

11月8日《金》

10:00～16:30

会場

金沢市文化ホール

(石川県金沢市高岡町15-1)

対象

学校管理職・教職員、行政職員、学校運営協議会委員、地域学校協働活動推進員、地域コーディネーター、学校評議員、学校支援ボランティア、PTA、企業団体等、地域と学校の活動に関わっている全ての方

オンライン
同時配信

参加
無料

第4期の教育振興基本計画では、総合的な基本方針の一つとして「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」を掲げ、「将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていくことが求められる」としています。
もとよりコミュニティ・スクールは地域との連携・協働の持続性を担保する仕組みでもありますが、全国的にみて導入校数が半数を超える中、いかに導入後の活動の充実を図り、課題解決に向けた持続発展的なものとするかが求められています。災害が激甚化・頻発化する中で地域の防災拠点となり得るなど、学校を核としたコミュニティ再生への期待も高まっています。
そこで、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的取組について金沢市をはじめとする全国の実践研究等から学び、考え、意見を交わすことにより、子供の幸せを願う全ての大人が当事者として実効性ある取組を重ね、持続可能な社会の創り手の育成にも資する地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりを進めることを目指し、本研究大会・フォーラムを開催します。

詳細・申込方法等については、9月の第2次案内でお知らせします。

主催：全国コミュニティ・スクール連絡協議会、文科科学省、金沢市教育委員会

後援：全国知事会、全国市長会、全国町村会、全国都道府県教育委員会連合会、全国市町村教育委員会連合会、指定都市教育委員会協議会、全国都市教育長協議会、中核市教育長会、全国町村教育長会、公益社団法人日本PTA全国協議会、一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、金沢市、その他調整中

「地域とともにある学校づくり推進フォーラム」について

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進による地域とともにある学校づくりに向けて、保護者、地域住民、学校関係者等を対象としたフォーラムを開催し、取組の充実と全国的な普及を図る

R6年度予定

開催地	期日	会場等	主催
山梨県	7月13日（土）	山梨県立文学館・美術館 （WEB配信併用）	<ul style="list-style-type: none"> 文部科学省 山梨県教育委員会
金沢市	11月8日（金）	金沢市文化ホール （WEB配信併用）	<ul style="list-style-type: none"> 全国コミュニティ・スクール連絡協議会 文部科学省 金沢市教育委員会
文部科学省	2月28日（金）	未定	<ul style="list-style-type: none"> 文部科学省

R5年度実績

開催地	期日	会場等	テーマ	主催
茨城県	7月15日（土）	茨城県庁 （WEB配信併用）	これからのコミュニティ・スクール ～令和の日本型学校教育の実現に向けて～	<ul style="list-style-type: none"> 文部科学省 茨城県教育委員会
南部町 （鳥取県）	12月15日（金）	米子コンベンションセンター キナルなんぶ （WEB配信併用）	コミュニティ・スクール その先へ ～今こそ魅せる大人の本気～	<ul style="list-style-type: none"> 全国コミュニティ・スクール連絡協議会 文部科学省 鳥取県教育委員会 南部町教育委員会

R4年度実績

開催地	期日	会場等	テーマ	主催
兵庫県	6月11日（土）	神戸ポートオアシス （WEB配信併用）	正しく学ぶ これからのコミュニティ・スクール	文部科学省、兵庫県、兵庫県教育委員会、 全国コミュニティ・スクール連絡協議会
玖珠 （大分県）	10月29日（土）	くすまちメルサンホール （WEB配信併用）	コミュニティ・スクールがつくる令和の学校	全国コミュニティ・スクール連絡協議会 文部科学省、大分県教育委員会、玖珠町 教育委員会
文部科学省	2月3日（金）	WEB配信のみ	大臣表彰の受賞取組の事例研究 （※同日午前大臣表彰を実施）	文部科学省



本体はこちら→

*社会情勢の変化

- 社会教育法制定から75年が経過。人口減少・少子化の深刻化・地域コミュニティの希薄化、DX化、グローバル化の進展により将来の予測が困難な時代に。学校・社会の複雑化・困難化した課題の解決、人生100年時代、共生社会、「こどもまんなか」社会の実現に向けた対応が必要。
- 高校や大学等の進学率の高まりや様々な学習機会の増加など、社会教育に求められる役割やニーズが変化。

◎第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）

- 「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を総括的な基本方針とし、将来の予測困難な時代における教育の方向性を示す総合計画を作成。
- 社会教育による「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える関係づくりの土壌を耕しておくことで、持続的な地域コミュニティの基盤を形成することが求められる。
- 社会教育の拠点として社会教育施設の機能強化や、社会教育主事・社会教育士等の社会教育人材の養成及び活躍促進等を通じた社会教育の充実を図る必要。

◎第12期中央教育審議会生涯学習分科会

【議論の整理～一人ひとりが主体的に学び続ける生涯学習とそれを支える社会教育の未来への展開；リカレント教育の推進と社会教育人材の養成活躍のあり方～】（令和6年6月）

- 重点的に議論した事項：社会人のリカレント教育、障害者の生涯学習、外国人の日本語学習、社会教育人材
- 障害者や外国人などの社会的包摂の観点も含めた社会教育の提供が十分に確保されることが不可欠
- 社会教育の裾野が広がる中、地域コミュニティの基盤を支えるために社会教育人材は重要な役割を担っており、その質的向上・量的拡大に向けた養成及び活躍促進の在り方を提示

◎社会教育人材部会

【社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について（最終まとめ）】（令和6年6月）

- 調査審議事項：社会教育人材の養成及び社会教育士の活躍機会の拡充に関する専門的な調査審議を行うこと

これらの方向性を土台とし、社会の変化を踏まえつつ施策の更なる深化を図るべく、社会教育の新たな在り方を見つめ直し、社会教育が果たすべき役割、担い手である人材、その活動、国・地方公共団体における推進方策等について検討が必要

令和6年6月25日中央教育審議会総会

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（諮問）

【主な審議事項】

①社会教育人材を中核とした社会教育の推進方策

（社会教育人材を中核とした目指すべき社会教育の在り方、社会教育主事・社会教育士の役割・位置付けの明確化、社会教育主事・社会教育士の養成の在り方等）

②社会教育活動の推進方策

（地域と学校の連携・協働の更なる推進方策、公民館、図書館、博物館等における社会教育活動の推進方策、青少年教育施設等における青少年体験活動の推進方策、地域コミュニティに関する首長部局の施策や多様な主体が担う活動との連携・振興方策、共生社会の実現に向けた障害者・外国人等を含めた社会教育の推進方策等）

③国・地方公共団体における社会教育の推進体制等の在り方

（社会教育を総合的に推進するための国・地方公共団体の体制の在り方、社会情勢の変化を踏まえた社会教育に関する現行法令の在り方等）